

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和3年12月定例県議会に提案される福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の制定について、別紙1のとおり知事から意見の聴取があったため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定に基づき、承認を求めます。

知事から意見を求められた条例案

- 1 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 3 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

令和3年12月24日
教 育 長

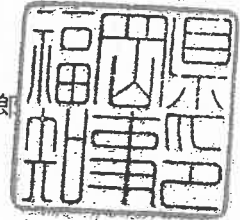
別紙1

3人第1172号

令和3年11月29日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



条例の提案に対する意見の聴取について

令和3年12月定例県議会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

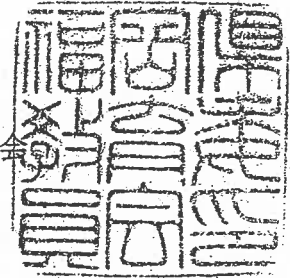
- 1 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 3 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

別紙2

3教総第1891号
3教財第1039号
令和3年11月30日

福岡県知事 殿

福岡県教育委員会 会印



条例の提案に対する意見の申出について (回答)

(対11月29日3人第1172号)

さきに意見聴取のあった標記事項については、同意します。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和3年9月22日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、本県公立学校職員の期末・勤勉手当の額を改定するもの

2 改正の概要

(1) 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正

期末・勤勉手当：4.45月分 → 4.30月分（期末手当を0.15月分引下げ）

支給期	現行	改正案	
		令和3年度	令和4年度以降
6月期	2.225月	2.225月	2.15月
12月期	2.225月	2.075月	2.15月
計	4.45月	4.30月	4.30月

3 施行期日

公布の日

ただし、令和4年度以降の支給月数については令和4年4月1日

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和3年9月22日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、本県職員の期末・勤勉手当の額を改定するもの

2 改正の概要

(1) 福岡県職員の給与に関する条例の一部改正

期末・勤勉手当：4.45月分 → 4.30月分（期末手当を0.15月分引下げ）

支給期	現行	改正案	
		令和3年度	令和4年度以降
6月期	2.225月	2.225月	2.15月
12月期	2.225月	2.075月	2.15月
計	4.45月	4.30月	4.30月

(2) 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
期 末 手 当：3.35月分→3.25月分（0.10月分引下げ）

(3) 福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正
期 末 手 当：2.55月分→2.45月分（0.10月分引下げ）

3 施行期日

公布の日

ただし、(1) 令和4年度以降の支給月数、(3) については、令和4年4月1日

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

一般職の職員の期末・勤勉手当の状況に鑑み、特別職の職員の期末手当の額を改定するもの

2 改正の概要

期末手当：3.35月分 → 3.25月分（0.10月分引下げ）

支給期	現行	改正案	
		令和3年度	令和4年度以降※
6月期	1.675月	1.675月	1.625月
12月期	1.675月	1.575月	1.625月
計	3.35月	3.25月	3.25月

※ 令和4年度以降は6月期と12月期の支給月数を均等に配分

3 施行期日

公布の日

ただし、令和4年度以降の支給月数については令和4年4月1日

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案要綱

一 概要

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和三年九月二十二日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、本県公立学校職員の期末・勤勉手当の額を改定するものである。

二 条例案の要旨

- (一) 期末手当の支給割合を百分の百十二・五（特定管理職員にあつては、百分の九十二・五）とするものであること。また、再任用職員の期末手当の支給割合を百分の六十二・五（特定管理職員にあつては、百分の五十二・五）とするものであること。（条例第一条の規定による改正後の第二十条関係）
- (二) 期末手当の支給割合を百分の百二十（特定管理職員にあつては、百分の百）とするものであること。また、再任用職員の期末手当の支給割合を百分の六十七・五（特定管理職員にあつては、百分の五十七・五）とするものであること。（条例第二条の規定による改正後の第二十条関係）
- (三) この条例は、公布の日から施行するものであること。ただし、前記(二)は令和四年四月一日から施行するものであること。（附則関係）

第 号議案

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和三年十二月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

理由

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和三年九月二十二日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、本県公立学校職員の期末・勤勉手当の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

第 号議案

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新旧対照表

福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号） （第一条関係）	
改正案	現行
<p>（期末手当）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百十二・五を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で定める職員（第二十一条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の九十二・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」とする。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で定める職員（第二十一条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。</p> <p>4～6（略）</p>

福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）
（第二条関係）

改正案

現行

（期末手当）

第二十条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で定める職員（第二十一条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

1～4（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

4～6（略）

（期末手当）

第二十条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百十二・五を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で定める職員（第二十一条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の九十二・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

1～4（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」とする。

4～6（略）

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

案要綱

第一 概要

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和三年九月二十二日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、本県職員の期末・勤勉手当の額及び初任給調整手当の額等を改定するものである。

第二 条例案の要旨

一 福岡県職員の給与に関する条例の一部改正

- (一) 期末手当の支給割合を百分の百十二・五（特定管理職員にあつては、百分の九十二・五）とするものであること。また、再任用職員の期末手当の支給割合を百分の六十二・五（特定管理職員にあつては、百分の五十二・五）とするものであること。

（条例第一条の規定による改正後の第二十一条関係）

- (二) 獣医師に対する初任給調整手当について、支給期間を二十年以内とし、行政職給料表の適用を受ける職員の支給月額の限度額を四万九千五百円、研究職及び特定獣医師職給料表の適用を受ける職員の支給月額の限度額を三万五千円とするものであること。（条例第二条の規定による改正後の第十条の二関係）

- (三) 期末手当の支給割合を百分の百二十（特定管理職員にあつては、百分の百）とするものであること。また、再任用職員の期末手当の支給割合を百分の六十七・五（特定管理職員にあつては、百分の五十七・五）とするものであること。（条例第二条の規定による改正後の第二十一条関係）

二 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

- (一) 期末手当の支給割合を百分の百五十七・五とするものである

こと。(条例第三条の規定による改正後の第六条関係)

- (二) 期末手当の支給割合を百分の百六十二・五とするものであること。(条例第四条の規定による改正後の第六条関係)

三 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

- (一) 期末手当の支給割合を百分の百五十七・五とするものであること。(条例第五条の規定による改正後の第五条関係)

- (二) 期末手当の支給割合を百分の百六十二・五とするものであること。(条例第六条の規定による改正後の第五条関係)

四 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

令和三年十二月に支給する期末手当の額について、特例を定めるものであること。(条例第七条の規定による改正後の付則第六項関係)

五 福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正

- (一) 期末手当の支給割合を百分の百二十二・五とするものであること。(条例第八条の規定による改正後の第十三条関係)

- (二) 令和三年十二月に支給する期末手当の額について、特例を定めるものであること。(条例第八条の規定による改正後の附則第四項関係)

六 その他

- (一) この条例は、公布の日から施行するものであること。ただし、一の(二)及び(三)、二の(二)、三の(二)並びに六の(二)は、令和四年四月一日から施行するものであること。(附則第一項関係)

- (二) 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成

二十九年福岡県条例第四号)の一部改正を行うものであること。
。(附則第二項関係)

(三) この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めるものであること。(附則第三項関係)

第 号議案

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和三年十二月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

理由

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和三年九月二十二日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、本県職員の期末・勤勉手当の額及び初任給調整手当の額等を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条 福岡県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「から十五年以内」を「から二十年以内」に改め、同項第三号イ中「四万五千二百円」を「四万九千五百円」に改め、同号ロ及びハ中「三万七百元」を「三万五千元」に改める。

第二十一条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

(福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第四条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第六条 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第七条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

- 6 地方公務員法第二十二條の三の規定により臨時的に任用された職員に令和三年十二月に支給する期末手当の額は、第六条第一項の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和三年福岡県条例第 号)第一条の規定による改正前の県職員給与条例第二十一条第二項に規定する方法により算定した額とする。

(福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正)

第八条 福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項を次のように改める。

2 会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 六箇月 百分の百

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十

四 三箇月未満 百分の三十

附則に次の一項を加える。

(令和三年十二月に支給する期末手当の額)

4 会計年度任用職員に令和三年十二月に支給する期末手当の額は、第十三条第二項の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和三年福岡県条例第 号)第一条の規定による改正前の県職員給与条例第二十一条第二項、福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和三年福岡県条例第 号)による改正前の警察職員給与条例第二十条第二項又は福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和三年福岡県条例第 号)による改正前の学校職員給与条例第二十条第二項に規定する方法により算定した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第二項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「四万五千二百円」を「四万九千五百円」に、「三万七百元」を「三万五千元」に改める。

(人事委員会規則への委任)

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第 三 号 議 案

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
新旧対照表

福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第四十一号） （第一条関係）	
改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百十二・五を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で定める職員（第二十二条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の九十二・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六箇月 百分の百</p> <p>二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十</p> <p>三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十</p> <p>四 三箇月未満 百分の三十</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」とする。</p> <p>4～6（略）</p>	<p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で定める職員（第二十二条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六箇月 百分の百</p> <p>二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十</p> <p>三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十</p> <p>四 三箇月未満 百分の三十</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。</p> <p>4～6（略）</p>

福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号） （第二条関係）	
改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（初任給調整手当）</p> <p>第十条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から二十年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第五号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第四号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの次に掲げる職に応じ、次に定める額</p> <p>イ 行政職給料表の適用を受ける職員の職 月額四万九千五百円</p> <p>ロ 研究職給料表の適用を受ける職員の職 月額三万五千円</p> <p>ハ 特定獣医師職給料表の適用を受ける職員の職 月額三万五千円</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第二十一条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で定める職員（第二十二條において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間にお</p>	<p style="text-align: center;">（初任給調整手当）</p> <p>第十条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第五号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第四号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの次に掲げる職に応じ、次に定める額</p> <p>イ 行政職給料表の適用を受ける職員の職 月額四万五千二百円</p> <p>ロ 研究職給料表の適用を受ける職員の職 月額三万七千円</p> <p>ハ 特定獣医師職給料表の適用を受ける職員の職 月額三万七千円</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第二十一条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百十二・五を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で定める職員（第二十二條において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の九十二・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以</p>

けるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

4～6 (略)

内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」とする。

4～6 (略)

福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

(平成十二年福岡県条例第七十六号) (第三条関係)

改正案

現行

(給与条例の適用除外等)

(給与条例の適用除外等)

第六条 (略)

第六条 (略)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第四条第一項、第十九条の二第一項、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定並びに警察職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項、第十九条並びに第二十条第一項及び第二項の規定の適用については、県職員給与条例第四条第一項及び警察職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六号。以下「任期付研究員条例」という。)

第五条の規定」と、県職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十条中「第十一条に規定する職にある職員」とあるのは「第十一条に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第十八条の二第一項及び第十九条中「第十条に規定する職にある職員」とあるのは「第十条に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、県職員給与条例第二十一条第一項及び警察職員給与条例第二十条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、県職員給与条例第二十一条第二項及び警察職員給与条例第二十条第二項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第四条第一項、第十九条の二第一項、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定並びに警察職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項、第十九条並びに第二十条第一項及び第二項の規定の適用については、県職員給与条例第四条第一項及び警察職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六号。以下「任期付研究員条例」という。)

第五条の規定」と、県職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十条中「第十一条に規定する職にある職員」とあるのは「第十一条に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第十八条の二第一項及び第十九条中「第十条に規定する職にある職員」とあるのは「第十条に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、県職員給与条例第二十一条第一項及び警察職員給与条例第二十条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、県職員給与条例第二十一条第二項及び警察職員給与条例第二十条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。

福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

(平成十二年福岡県条例第七十六号) (第四条関係)

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第四条第一項、第十九条の二第一項、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定並びに警察職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項、第十九条並びに第二十条第一項及び第二項の規定の適用については、県職員給与条例第四条第一項及び警察職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六号。以下「任期付研究員条例」という。)</p> <p>第五条の規定」と、県職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十条中「第十一条に規定する職にある職員」とあるのは「第十一条に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第十八条の二第一項及び第十九条中「第十条に規定する職にある職員」とあるのは「第十条に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、県職員給与条例第二十一条第一項及び警察職員給与条例第二十条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、県職員給与条例第二十一条第二項及び警察職員給与条例第二十条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十二・五」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第四条第一項、第十九条の二第一項、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定並びに警察職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項、第十九条並びに第二十条第一項及び第二項の規定の適用については、県職員給与条例第四条第一項及び警察職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六号。以下「任期付研究員条例」という。)</p> <p>第五条の規定」と、県職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十条中「第十一条に規定する職にある職員」とあるのは「第十一条に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第十八条の二第一項及び第十九条中「第十条に規定する職にある職員」とあるのは「第十条に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、県職員給与条例第二十一条第一項及び警察職員給与条例第二十条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、県職員給与条例第二十一条第二項及び警察職員給与条例第二十条第二項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。</p>

福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成十四年福岡県条例第五十七号) (第五条関係)	
改正案	現行
<p style="text-align: center;">(給与条例の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第四条第一項、第十三条の二の二、第十九条の二第一項、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定、学校職員給与条例第四条第一項、第十九条の二第一項、第二十条第一項及び第二項並びに第二十三条の五第一項の規定並びに警察職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項、第十九条並びに第二十条第一項及び第二項の規定の適用については、県職員給与条例第四条第一項、学校職員給与条例第四条第一項及び警察職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福岡県条例第五十七号。以下「任期付職員条例」という。)</p> <p>第四条の規定」と、県職員給与条例第十三条の二の二中「医師職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医師職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員で医師職給料表の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、県職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十条中「第十一条に規定する職にある職員」とあるのは「第十一条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十三条の五第一項中「第十一条の三に規定する職にある職員」とあるのは「第十一条の三に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第十八条の二第一項及び第十九条中「第十条に規定する職にある職員」とあるのは「第十条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期</p>	<p style="text-align: center;">(給与条例の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第四条第一項、第十三条の二の二、第十九条の二第一項、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定、学校職員給与条例第四条第一項、第十九条の二第一項、第二十条第一項及び第二項並びに第二十三条の五第一項の規定並びに警察職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項、第十九条並びに第二十条第一項及び第二項の規定の適用については、県職員給与条例第四条第一項、学校職員給与条例第四条第一項及び警察職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福岡県条例第五十七号。以下「任期付職員条例」という。)</p> <p>第四条の規定」と、県職員給与条例第十三条の二の二中「医師職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医師職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員で医師職給料表の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、県職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十条中「第十一条に規定する職にある職員」とあるのは「第十一条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十三条の五第一項中「第十一条の三に規定する職にある職員」とあるのは「第十一条の三に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第十八条の二第一項及び第十九条中「第十条に規定する職にある職員」とあるのは「第十条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期</p>

を定めて採用された職員」と、県職員給与条例第二十一条第一項、学校職員給与条例第二十条第一項及び警察職員給与条例第二十条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、県職員給与条例第二十一条第二項、学校職員給与条例第二十条第二項及び警察職員給与条例第二十条第二項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。

を定めて採用された職員」と、県職員給与条例第二十一条第一項、学校職員給与条例第二十条第一項及び警察職員給与条例第二十条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、県職員給与条例第二十一条第二項、学校職員給与条例第二十条第二項及び警察職員給与条例第二十条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。

福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成十四年福岡県条例第五十七号) (第六条関係)	
改正案	現行
<p style="text-align: center;">(給与条例の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第四条第一項、第十三条の二の二、第十九条の二第一項、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定、学校職員給与条例第四条第一項、第十九条の二第一項、第二十条第一項及び第二項並びに第二十三条の五第一項の規定並びに警察職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項、第十九条並びに第二十条第一項及び第二項の規定の適用については、県職員給与条例第四条第一項、学校職員給与条例第四条第一項及び警察職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福岡県条例第五十七号。以下「任期付職員条例」という。)</p> <p>第四条の規定」と、県職員給与条例第十三条の二の二中「医師職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医師職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員で医師職給料表の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、県職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十条中「第十一条に規定する職にある職員」とあるのは「第十一条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十三条の五第一項中「第十一条の三に規定する職にある職員」とあるのは「第十一条の三に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第十八条の二第一項及び第十九条中「第十条に規定する職にある職員」とあるのは「第十条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期</p>	<p style="text-align: center;">(給与条例の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第四条第一項、第十三条の二の二、第十九条の二第一項、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定、学校職員給与条例第四条第一項、第十九条の二第一項、第二十条第一項及び第二項並びに第二十三条の五第一項の規定並びに警察職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項、第十九条並びに第二十条第一項及び第二項の規定の適用については、県職員給与条例第四条第一項、学校職員給与条例第四条第一項及び警察職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福岡県条例第五十七号。以下「任期付職員条例」という。)</p> <p>第四条の規定」と、県職員給与条例第十三条の二の二中「医師職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医師職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員で医師職給料表の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、県職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十条中「第十一条に規定する職にある職員」とあるのは「第十一条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十三条の五第一項中「第十一条の三に規定する職にある職員」とあるのは「第十一条の三に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第十八条の二第一項及び第十九条中「第十条に規定する職にある職員」とあるのは「第十条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期</p>

を定めて採用された職員」と、県職員給与条例第二十一条第一項、学校職員給与条例第二十条第一項及び警察職員給与条例第二十条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、県職員給与条例第二十一条第二項、学校職員給与条例第二十条第二項及び警察職員給与条例第二十条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十一・五」とする。

を定めて採用された職員」と、県職員給与条例第二十一条第一項、学校職員給与条例第二十条第一項及び警察職員給与条例第二十条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、県職員給与条例第二十一条第二項、学校職員給与条例第二十条第二項及び警察職員給与条例第二十条第二項中「百分の百十一・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和三十二年福岡県条例第四十七号) (第七条関係)	
改正案	現行
付則 1～5 (略) 6) 地方公務員法第二十二條の三の規定により 臨時的に任用された職員に令和三年十二月に 支給する期末手当の額は、第六條第一項の規 定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する 条例等の一部を改正する条例(令和三年福岡 県条例第 号)第一條の規定による改正 前の県職員給与条例第二十一條第二項に規定 する方法により算定した額とする。	付則 1～5 (略) (新設)

福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

(令和元年福岡県条例第四号) (第八条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六箇月 百分の百</p> <p>二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十</p> <p>三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十</p> <p>四 三箇月未満 百分の三十</p> <p>3 ～ 5 (略)</p> <p>1 ～ 3 附 則 (略)</p> <p>4 (令和三年十二月に支給する期末手当の額)</p> <p>4 会計年度任用職員に令和三年十二月に支給する期末手当の額は、第十三条第二項の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和三年福岡県条例第 号)第一条の規定による改正前の県職員給与条例第二十一条第二項、福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和三年福岡県条例第 号)による改正前の警察職員給与条例第二十条第二項又は福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和三年福岡県条例第 号)による改正前の学校職員給与条例第二十条第二項に規定する方法により算定した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 会計年度任用職員の期末手当の額は、県職員給与条例第二十一条第二項、警察職員給与条例第二十条第二項又は学校職員給与条例第二十条第二項に規定する方法により算定した額とする。</p> <p>3 ～ 5 (略)</p> <p>1 ～ 3 附 則 (略)</p> <p>(新設)</p>

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(平成二十九年福岡県条例第四号) (附則第二項関係)

改正案

現行

附則

(初任給調整手当の経過的特例)

第九条 附則第二条及び第三条の規定の適用を受ける職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の改正後の給与条例第十条の二の規定の適用については、同条第一項第四号の規定は適用せず、同項中「第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第五号」とあるのは「第五号」と、「第四号まで」とあるのは「第三号まで」と、同項第三号イ中「四万九千五百円」とあるのは「三万五千円」とする。

附則

(初任給調整手当の経過的特例)

第九条 附則第二条及び第三条の規定の適用を受ける職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の改正後の給与条例第十条の二の規定の適用については、同条第一項第四号の規定は適用せず、同項中「第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第五号」とあるのは「第五号」と、「第四号まで」とあるのは「第三号まで」と、同項第三号イ中「四万五千二百円」とあるのは「三万七千円」とする。

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正
する条例案要綱

一 概要

一般職の職員の期末・勤勉手当の状況に鑑み、特別職の職員の期末手当の額を改定するものである。

二 条例案の要旨

- (一) 期末手当の支給割合を百分の百五十七・五とするものであること。（条例第一条の規定による改正後の第四条関係）
- (二) 期末手当の支給割合を百分の百六十二・五とするものであること。（条例第二条の規定による改正後の第四条関係）
- (三) この条例は、公布の日から施行するものであること。ただし、(二)の規定は令和四年四月一日から施行するものであること。（附則関係）

第 号議案

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和三年十二月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

理由

一般職の職員の期末・勤勉手当の状況に鑑み、特別職の職員の期末手当の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正
する条例

第一条 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第二条 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

第 号議案

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新旧対照表

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号） （第一条関係）	
改正案	現行
<p>（常勤職員の給与等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の期末手当の額は、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を超えない範囲内で一般職の職員の例により知事が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に一般職の職員の例による一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>。ただし、福岡県職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。</p>	<p>（常勤職員の給与等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の期末手当の額は、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を超えない範囲内で一般職の職員の例により知事が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に一般職の職員の例による一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>。ただし、福岡県職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。</p>

新旧対照表

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号） （第二条関係）	
改正案	現行
<p>（常勤職員の給与等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の期末手当の額は、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を超えない範囲内で一般職の職員の例により知事が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に一般職の職員の例による一定の割合を乗じて得た額とする。 。ただし、福岡県職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「<u>百分の百二十</u>」とあるのは「<u>百分の百六十二・五</u>」とする。</p>	<p>（常勤職員の給与等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の期末手当の額は、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を超えない範囲内で一般職の職員の例により知事が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に一般職の職員の例による一定の割合を乗じて得た額とする。 。ただし、福岡県職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「<u>百分の百十二・五</u>」とあるのは「<u>百分の百五十七・五</u>」とする。</p>